

「京都市バス・地下鉄路線図」製作業務仕様書

1 業務委託名

「京都市バス・地下鉄路線図」（以下「路線図」という。）製作業務

2 プロポーザルの効力

令和6年8月実施のプロポーザルによる受託候補者選定の効力は、令和11年3月31日まで有効とする。ただし、令和7年4月1日以降の効力については、受注者の業務実績を不良と判断した場合には延長しないものとする。

3 業務内容の概要

(1) 路線図の製作

受注者は、発注者の指示に従い、路線図を製作（企画、データ製作、校正、印刷）すること。

(2) 路線図の保管

受注者は、製作した路線図を保管のうえ、在庫を管理すること。

(3) 路線図の納品

受注者は、発注者の指示に従い、路線図を納品すること。

4 製作予定部数及び製作費用

発注者は、路線図の製作に当たり、発注の都度、製作部数を指示し、受注者は当該部数を製作すること。

なお、各事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）において、路線図製作のための予算が計上されない場合は、製作は行わないものとする。

(1) 製作予定部数

製作予定部数は以下のとおりとする。ただし、製作予定部数（合計部数及び製作ロット）は変更する場合がある。

ア 期間①：令和6年10月1日～令和7年3月31日

20万部（10万部×2回）

※ 1回目の10万部については、発注者から印刷用PDFデータを支給することとし、2回目の10万部（次回改訂時の令和7年3月中旬頃納品分）から、受注者はデータ製作を行うこととする。

イ 期間②：令和7年4月1日以降（4月1日～翌3月31日）

25万部（10万部×2回、5万部×1回）

(2) 製作費用

製作費用は、原則、令和6年8月実施のプロポーザル時に提出の見積金額に基づいた金額とすること。

5 路線図の仕様

(1) 規格

- ・ サイズ A2
- ・ 紙質 マットコート紙
- ・ 印刷 両面フルカラー
- ・ 折り MAP折り（外4つ折り→クロス2つ折り）

(2) 構成

以下の内容を必ず含むこと。

ア タイトル「京都市バス・地下鉄路線図」

イ 発行年月日

ウ マップ

現行の「京都市バス・地下鉄路線図」に掲載されている情報を含むバス及び地下鉄の路線図。

なお、「地下鉄・バス1日券」の利用可能範囲及び「市バス定期券市内中心フリー」の利用可能範囲の区別が、同一紙面上において一目で分かるようにすること。

エ 利用案内

- ① 運賃
- ② 市バス主要のりば案内図
（京都駅前、四条河原町、河原町三条、北大路バスターミナル）
- ③ 地下鉄・バス1日券、地下鉄1日券の案内
- ④ ICカードの案内
- ⑤ 市バス・地下鉄案内所及び定期券発売所の一覧
- ⑥ 各乗車券の発売場所
- ⑦ 忘れ物の問合せ先
- ⑧ QRコード

現行の「路線図」同様、京都市バス地下鉄ガイド、ポケロケ、京都市交通局ホームページ等

オ ラインカラー及び方向幕の説明

(3) 広告枠

受注者は、路線図の製作費を抑えるため、裏面下部にA2紙面の8分の1の広告枠を設け、受注者が選定した広告者の広告を掲載することができる。ただし、広告は「京都市交通局広告掲載審査基準」に適するものとし、あらかじめ発注者に許可を得ること。また、広告者の選定には受注者が責任を負うものとする。

6 校正

(1) 受注者は、発注者から指示された内容を、お客様にとって伝わりやすい効果的なデザインで路線図に反映し、提出すること。

なお、発注者の承認を得るまで繰り返し校正すること。

(2) 修正データを提出する際は、修正差分を明示したデータ（デジタル検版データ等）を合わせて提出すること。

7 梱包

- (1) 印刷した路線図は100部ごとに区分したうえで、200部ごとに包装紙等で梱包すること。
- (2) 梱包の表面には、印刷物の名称及び発行年月を記載すること。
- (3) 保管中及び郵送中に包装紙等が破損することのないよう梱包すること。

8 保管

製作した路線図は、発注者から納品の指示があるまで、受注者側で保管し、在庫を管理すること。

9 納品

(1) 路線図（印刷した実物）の納品

発注者が、発注先及び納品部数を指示した場合、7日以内に納品すること。

なお、以下に記載の納品場所、納品回数及び納品部数については、変更する場合がある。

ア 改訂時の納品

発注者の指示に従い、納品すること。（京都市内6か所）

イ 追加分の納品

発注者の指示に従い、週1回、以下の①②の場所に納品すること。また、発注者からの指示に基づき、年に数回、③～⑥の場所に納品をすること。

- ① 京都市交通局企画総務部営業推進課
- ② 案内所・定期券発売所運営等業務受注者
- ③ 地下鉄九条駅内 烏丸線駅務区
- ④ 地下鉄京都市役所前駅内 東西線駅務区
- ⑤ 京都総合観光案内所（京なび）
- ⑥ マップ類配送委託業者

(2) データ納品

完成したデータについては、最新のパターンファイルを用いたソフトウェアによりコンピューターウイルス等に感染していないことを確認してから、PDF及びJPEGのほか、発注者が指定するファイル形式で納品すること。

10 検査

受注者は、業務が完了次第、発注者に対し検査の申請を行い、検査を受けること。検査の場所、日時等については発注者と協議し、指示を受けること。

11 支払い

受注者は、発注者による検査に合格した場合、路線図の製作にかかる費用を請求することができる。発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に受注者に当該請求金額を支払う。

12 著作権

本仕様に基づき製作した路線図の著作権は、発注者に帰属するものとする。

13 再委託の禁止等

- (1) 業務の一括再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、京都市交通局契約規程第44条の規定に基づき、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。
- (2) 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

14 遵守事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様、発注者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- (2) 受注者は発注者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 本仕様について疑義、又は変更の必要が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うこと。